

名古屋高速道路公社が発行する ソーシャルボンドの引受けについて

今般、みずほ証券株式会社（取締役社長：飯田 浩一）は、名古屋高速道路公社（以下「名古屋高速」といいます。）が2020年12月4日に条件決定いたしましたソーシャルボンドの引受主幹事を務めましたので、お知らせいたします。

名古屋高速は、国際資本市場協会（ICMA）が定める「ソーシャルボンド原則 2020^{※1}」に準拠したソーシャル・ファイナンス・フレームワークを策定するとともに、その透明性を確保するため、株式会社格付投資情報センターからソーシャル・ファイナンス^{※2}に関する第三者評価（R&I ソーシャルボンドオピニオン）を取得しています。

今回債で調達された資金は、名古屋高速の高速道路の建設（新設）、改築に係る借換資金に充当され、高速道路事業を通じて、国連の策定する「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に寄与されます。

当社は、社会と〈みずほ〉の持続的な発展に向けて、金融機関として貢献すべき取り組みを積極的に推進しており、資本市場におけるSDGs債の専門的な情報収集、お客さまのSDGs債ストラクチャリングを支援するため、2017年にサステナブル・ファイナンス・デスクを設置し、その後2019年からサステナブル・ファイナンス室を新設して、これらの取り組みを強化しています。

これらの取り組みにより、当社はソーシャルボンド等の引受けなど、さまざまなお客さまのSDGs債の起債を支援し、ストラクチャリングなどを通してお客さまの社会貢献への取り組みを全面的に支援しています。

当社は、日本の円建て債券市場でトップティアの取引シェアを確保しています。

また、海外市場では、お客さまのさまざまなニーズに応えるためのクロスボーダー債券取引を強化し、実績も着実に増加しています。

当社はグループの総合力を活用し、今後もお客さまの金融取引を通じた社会貢献への取り組みをサポートし、SDGs債をはじめとする債券の引受けを一層推進し、最良のサービスを提供してまいります。

以 上

※1 国際資本市場協会（ICMA）が事務局機能を担う民間団体であるグリーン・ソーシャルボンド原則執行委員会（Green Bond Principles and Social Bond Principles Executive Committee）により策定されているソーシャルボンドの発行にかかるガイドライン。

※2 調達資金の用途が、社会的課題の解決に資するものであること（ソーシャル性）を有する負債性資金調達全般（ボンドやローンを内包）を指す。